**中間前金払制度の導入について**

建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、平成２４年１０月１日から「中間前金払制度」を導入します。

１　中間前金払制度とは

中間前金払制度は、対象となる建設工事において、契約締結時の前払金（請負代金額の

４０％以内）に加えて、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合は、請負代金額の２０％以内を追加して支払うことができる制度です。

「部分払」に比べ、発注者、受注者双方の事務を省力化でき、円滑な資金供給が図られ、建設企業の資金繰りを改善することができます。

２　対象となる工事

請負代金額が２５０万円以上（消費税額等を含む。）の建設工事で、既に前払金の支払いがなされていることが条件となります。契約締結時に「部分払」か「中間前払金」かの選択をし、「部分払」を選択した場合は対象外となります。

３　中間前払金の額

請負代金額の２０％以内の額。ただし、契約締結時の前払金の額との合計額が請負代金額の６０％を超えないこととし、算出した中間前払金額の１０万円未満の端数は切り捨てとします。

４　認定要件

中間前金払の認定を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

①前払金（４０％）の支払いを受けていること。

②工期の２分の１に相当する期間を経過していること。

③工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること。

④既に行われた当該工事に係る経費（出来高）が請負代金額の２分の１以上の額に相当すること

５　認定申請手続等

受注者は、中間前金払の申請をしようとするときは、認定要件のすべてに該当する建設工事であるかを確認の上、発注者（工事担当課）に

中間前金払認定請求書兼認定調書　２部

工事履行報告書（三重県公共工事共通仕様書に準ずるため、様式はダウンロードお願いします。）

を添付して申請します。

発注者（工事担当課）は、中間前金払認定請求書兼認定調書(２部)の提出があったときは、対象となる工事であり、認定要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査の上、速やかに認定します。（原則７日以内）

審査の結果、発注者（工事担当課）は、中間前金払認定請求書兼認定調書に対象となる工事であり、かつ認定要件を満たしている場合は、中間前金払認定請求書兼認定調書の１部を交付します。

中間前金払認定請求書兼認定調書において認定要件を満たしていることを認められた受注者は、保証会社に対して中間前払金に関する保証の申込みを行います。

保証会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金に関する保証証書及び保証約款を受注者に対して発行します。

６　請求手続等

①受注者は、保証会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書(原本)及び保証約款と

中間前払金請求書

を発注者（工事担当課）に提出し請求を行います。

②発注者は、受注者に当該請求があった日から起算して１４日以内に中間前払金を支払います。

 ７　その他

①平成２４年１０月１日以降に契約締結する工事から適用します。

②出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る経費（出来高）が請負代金額の２分の１以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。（工事写真（着手前・現況）等）

③中間前金払制度では中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

**中間前払金保証手続きのながれ**



保証会社

**中間前金払制度に関するＱ＆Ａ**

Ｑ.１ 中間前金払の認定申請時に必要な書類は？

Ａ.１ 中間前金払認定申請書兼認定調書（２部）、に工事履行報告書（三重県公共工事共通仕様書に準ずる）を添付して発注者（工事担当課）に申請してください。

なお、出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る経費（出来高）が請負代金額の２分の１以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。

Ｑ.２ 請負代金額が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？

Ａ.２ 中間前払金の割合は請負代金額の２０％以内であり、かつ既に済んでいる前払金との合計が６０％を超えることはできませんので、

① 増額変更の場合

「変更後の請負代金額 **×** ６０％ **－** 受領済みの前払金 **＞** 変更後の請負代金額**×**２０％」の場合、「変更後の請負代金額 × ２０％」が中間前払金の額となります。

② 減額変更の場合

「変更後の請負代金額 **×** ６０％ **－** 受領済みの前払金 **＜** 変更後の請負代金額**×**２０％」の場合、「変更後の請負代金額 **×** ６０％ **－** 受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

※①、②ともに中間前金払認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

Ｑ.３ 変更契約により工期延長となった場合、認定要件にある「工期の２分の１」はどうなりますか？

Ａ.３ 中間前金払の認定申請時の工期となりますので、認定申請時に変更契約が完了していれば変更後の工期の２分の１が要件となります。

Ｑ.４ 中間前払金と部分払の関係はどうなりますか？

Ａ.４ 部分払の対象としている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。 契約締結時に「部分払」か「中間前払金」かの選択してください。

Ｑ.５ 代理受領又は債権譲渡をしている工事は対象となりますか？

Ａ.５ 中間前金払の認定申請前に、請負代金額の全部又は一部について、代理受領又は債権譲渡をしている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。（代理受領又は債権譲渡の申請中の工事についても同様に中間前金払制度の対象工事となりません。）

Ｑ.６ 実際の工事の進捗状況が予定出来形を下回った場合でも、認定申請はできますか？

Ａ.６ 中間前金払の認定申請はできます。中間前金払制度の認定要件は、「工期の２分の１を経過し、かつ工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了しており、既に行われた当該工事に係る経費（出来高）が請負代金額の２分の１以上の額に相当すること。」ですので、工事の進捗状況にかかわらず認定要件を満たしていれば認定申請することができます。

Ｑ.７ 中間前金払の認定申請から支払いまでの期間はどれくらいでしょうか？

Ａ.７ 中間前金払の認定申請後、認定調書の交付までが原則７日以内（ただし出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る経費（出来高）が請負代金額の２分の１以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合は、当該資料等の提出等後、原則７日以内）、中間前払金請求書、中間前払金に関する保証証書及び保証約款受領後、支払いまでが１４日以内です。

Ｑ.８ 中間前金払制度においては、中間検査は必要ないのでしょうか？

Ａ.８ 中間前金払制度は、部分払とは異なり中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

**中間前金払認定請求書　兼　認定調書**

年　　月　　日

住　　　　所

受注者　　商号又は名称

氏　　　　名

下記の請負工事について、工事請負契約書第34条第４項の規定に基づく中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定するよう請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　番　号 |  |
| 工　　事　　名 |  |
| 工　事　場　所 | 鈴鹿市 |
| 工　　　　　期 | 　　　　　年　　月　　日　　から　　　　　　年　　月　　日　まで |
| 請　負　代　金　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

上記の工事についてその進捗を調査したところ、工事請負契約書第34条第４項の規定に基づく中間前金払をできる要件を具備していることを認定する｡

　　年　　月　　日

課長　　　　　　　　　　　　　　　　　印

備考

１　認定の要件

(１)　工期の２分の１を経過していること。

(２)　工期の２分の１を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

(３)　出来高が５０％以上であること。

２　本書は、２通作成し、１通は受注者に交付し、１通は発注者が請求書に

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **中　間　前　払　金　請　求　書**　　　　年　　月　　日（宛先）鈴鹿市長

|  |
| --- |
| 住　所 |
| 商号又は名称 |
| 代表者氏名 |
| 電話番号　　　　　　　　　（　　　　　） |

１　　工事番号　　　　　　　　　年度　第　　　　　　　号２　　工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事３　　工事場所　　　　　鈴鹿市　　　　　　　　　地内４　　請負金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円**請　求　金　額**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

中間前払金として上記の金額を請求します。なお、上記金額は、下記の口座へ振り込んでください。 |
| 振込先 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
| 振 込 先金融機関名 |  |
| 預金種別 | 口座番号　 |
| １ 普通 |  |

備考　振込先は正確に記入してください。